

平成23年

かすみがうら市議会第1回臨時会会議録 第1号

---

平成23年2月8日(火曜日)午前10時19分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

14番 栗山千勝君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第1号

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名

- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 議会だより編集特別委員会の設置
- 日程第 10 神立駅周辺地区整備調査特別委員会の設置
- 日程第 11 選挙第 3 号 湖北環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 12 選挙第 4 号 新治地方広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 13 選挙第 5 号 石岡地方斎場組合議会議員の選挙
- 日程第 14 選挙第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
- 日程第 15 議案第 1 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 追加日程第 1 議案第 2 号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 追加日程第 2 議長の常任委員会委員辞退の件
- 追加日程第 3 閉会中の所管事務調査について
1. 本日の会議に付した事件
- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 議会だより編集特別委員会の設置
- 日程第 10 神立駅周辺地区整備調査特別委員会の設置
- 日程第 11 選挙第 3 号 湖北環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 12 選挙第 4 号 新治地方広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 13 選挙第 5 号 石岡地方斎場組合議会議員の選挙
- 日程第 14 選挙第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
- 日程第 15 議案第 1 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 追加日程第 1 議案第 2 号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 追加日程第 2 議長の常任委員会委員辞退の件
- 追加日程第 3 閉会中の所管事務調査について

---

開 会 午前 10 時 19 分

○議会事務局長 (土渡良一君)

皆さんおはようございます。

平成 23 年かすみがうら市議会第 1 回臨時会の開会に先立ちまして、私から議事の進行について

ご説明させていただきます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

よって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行う事になっております。

議会先例により、年長であります山内庄兵衛議員をご紹介します。よろしくお願いいたします。

#### ○臨時議長（山内庄兵衛君）

ただいま紹介をいただきました山内庄兵衛でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

もとより議長選挙までの限られた時間ではありますが、無事職務を果たしたいと存じますので、議員各位のご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

なお、栗山千勝議員より、検査入院のため欠席しますとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから平成23年かすみがうら市議会第1回臨時会を開会いたします。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

議長が決まるまでの議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程第1号（その1）のとおりいたします。

---

#### 日程第 1 仮議席の指定

##### ○臨時議長（山内庄兵衛君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、先例により、ただいま着席の議席のとおり指定いたします。

---

#### 日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

##### ○臨時議長（山内庄兵衛君）

日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

この選挙は、先例により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

##### ○臨時議長（山内庄兵衛君）

それでは、ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

##### ○臨時議長（山内庄兵衛君）

ここ1枚ない。議長席に投票用紙ない。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山内庄兵衛君）

配付漏れがないと認めます。  
次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○臨時議長（山内庄兵衛君）

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。  
なお、無効の取り扱いについてあらかじめ申し上げます。  
所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の氏名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人のだれの氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は、公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。また、白票についても無効投票とみなします。  
職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票をお願いします。  
投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。  
それでは点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○臨時議長（山内庄兵衛君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山内庄兵衛君）

投票漏れなしと認めます。  
これで投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（山内庄兵衛君）

次いで、開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 川村成二君及び2番 岡崎 勉君を指名いたします。  
開票の立ち会いをお願いいたします。  
演壇までおいでください。

[開票]

○臨時議長（山内庄兵衛君）

投票の結果を報告いたします。  
投票総数15票。  
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
投票総数のうち、有効投票14票、無効投票1票です。

有効投票のうち、

小座野 定 信 君	9 票
山 内 庄兵衛 君	4 票
矢 口 龍 人 君	1 票
白 票	1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、小座野定信君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小座野定信君が議長におられますので、本席から、かすみがうら市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、先例により、就任のあいさつをお願いいたします。

小座野定信君、登壇願います。

[議長 小座野定信君登壇]

#### ○議長（小座野定信君）

一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、議長選挙におきまして議員各位のご推挙をいただき、議長の要職につきましたことに、不惜身命の思いで謹んでお受けする覚悟です。まことに光栄でございます。

さて、近年、政治経済が大きく変動する中、地方自治体の権限と責任は拡大し、議会の果たすべき役割や責務は一層重要性を増しております。この激動の時代の中に議長に就任し、責任の重さを痛感しております。

もとより微力ではございますが、議員諸公の格別のご指導とご支援をいただきながら、円滑な議会運営とともに、かすみがうら市発展のために全力を傾け、頑張っていきたいと思う次第でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

大変簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。

#### ○臨時議長（山内庄兵衛君）

議長が決定をいたしましたので、臨時議長の職務をこれで終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、小座野議長、議長席におつきを願います。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時37分

---

再 開 午前10時48分

#### ○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

これからの議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号（その2）のとおりといたします。

---

### 日程第 3 議席の指定

○議長（小座野定信君）

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、かすみがうら市議会会議規則第4条第1項の規定並びに先例によりまして、ただいま着席の議席のとおりと指定いたします。

---

日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定並びに先例により、1番 川村成二君、2番 岡崎 勉君、3番 山本文雄君を指名いたします。

---

日程第 5 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第5、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

なお、地方自治法第121条の規定による出席要求は、お手元に配付の説明者名簿のとおりであります。

---

日程第 6 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（小座野定信君）

日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

この選挙は、先例により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（小座野定信君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（小座野定信君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

なお、無効の取り扱いについてあらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の氏名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人のだれの氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は、公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼いたしますので順次投票願います。

投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは点呼を命じます。

[事務局補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（小座野定信君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小座野定信君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 山本文雄君及び4番 田谷文子君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までお越しくください。

[開票]

○議長（小座野定信君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票1票です。

有効投票のうち、

中 根 光 男 君 10票

加 固 豊 治 君 2票

矢 口 龍 人 君 1票

佐藤文雄君 1票

白 票 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、中根光男君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中根光男君が議長におられますので、本席から、かすみがうら市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、先例により、ごあいさつをお願いいたします。

中根光男君、登壇願います。

[副議長 中根光男君登壇]

#### ○副議長（中根光男君）

今回、皆様方の推挙をいただきまして副議長の要職につかせていただくことになり、この上ない光栄と存じ、感激いたしております。同時に、この責務の重大さを痛感するものであります。小座野議長のもと、微力ではございますが、補佐役として議長を支えてまいりたいと思っております。さらに議員の皆様方のご支援をいただきまして、この名誉ある席を全うするよう全身全霊一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

#### ○議長（小座野定信君）

ここで、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま副議長に中根議員、また、先ほどは議長に小座野議員と、新たに16名の議員と執行部私ども、かすみがうら市の前進のために一生懸命やっけていかななくてはなりません。就任されたお二人の議員には心よりお祝いを申し上げます。また、16名の議員もまた新たな気持ちでよろしくお祝いを申し上げたいと思います。

皆さんの初議会に当たりましてのごあいさつにかえます。

どうぞ今後ともよろしくお祝い申し上げます。

#### ○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時06分

---

再 開 午後 0時17分

#### ○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時45分といたします。

休 憩 午後 0時17分



---

再 開 午後 1時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

---

日程第 7 常任委員会委員の選任

○議長（小座野定信君）

日程第7、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務委員会委員には、山内庄兵衛君、鈴木良道君、小松崎 誠君、岡崎 勉君、川村成二君、そして私、小座野定信を、文教厚生委員会委員には、廣瀬義彰君、藤井裕一君、佐藤文雄君、古橋智樹君、田谷文子君、産業建設委員会委員には、栗山千勝君、矢口龍人君、中根光男君、加固豊治君、山本文雄君、それぞれを指名いたします。

それでは直ちに常任委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

また、先例により、各常任委員会において議会運営委員会委員2名、議会だより編集特別委員会委員1名、さらには全員協議会の決定事項により、神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員1名を選出していただきたいと思っております。

総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

---

再 開 午後 2時27分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務委員会委員長、小松崎 誠君、副委員長に岡崎 勉君、文教厚生委員会委員長に古橋智樹君、副委員長に田谷文子君、産業建設委員会委員長に矢口龍人君、副委員長に山本文雄君。

以上、報告いたします。

---

日程第 8 議会運営委員会委員の選任

○議長（小座野定信君）

日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、廣瀬義彰君、栗山千勝君、矢口龍人君、鈴木良道君、小松崎 誠君、古橋智樹君を指名いたします。

それでは直ちに議会運営委員会を第1委員会室で開き、正副委員長の互選を行ってください。

また、先例により、議会だより編集特別委員会委員1名と、全員協議会の決定事項により、神

立駅周辺地区整備調査特別委員会委員1名の選出をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時29分

---

再 開 午後 2時51分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

委員長に鈴木良道君、副委員長に小松崎 誠君。

以上、報告いたします。

---

日程第 9 議会だより編集特別委員会の設置

○議長（小座野定信君）

日程第9、議会だより編集特別委員会の設置を議長発議により議題といたします。

かすみがうら市議会の活動を広く市民に知らせるため、議会広報「かすみがうら市議会だより」を発行したいと考えております。

お諮りいたします。

この議会広報の編集等につきましては、5名の委員で構成する議会だより編集特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては5名の委員で構成する議会だより編集特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了までの閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま設置されました議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中根光男君、古橋智樹君、山本文雄君、田谷文子君、川村成二君を指名いたします。

これより直ちに議会だより編集特別委員会を第1委員会室で開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時53分

---

再 開 午後 3時13分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に議会だより編集特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議

長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に古橋智樹君、副委員長に川村成二君。

以上、報告いたします。

---

## 日程第10 神立駅周辺地区整備調査特別委員会の設置

### ○議長（小座野定信君）

日程第10、神立駅周辺地区整備調査特別委員会の設置を議長発議により議題といたします。

お諮りいたします。

この特別委員会の設置につきましては、お手元に配付いたしました神立駅周辺地区整備調査特別委員会の設置案のとおり、4名の委員で構成する神立駅周辺地区整備調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては4名の委員で構成する神立駅周辺地区整備調査特別委員会を設置し、設置案のとおり、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま設置されました神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、矢口龍人君、佐藤文雄君、加固豊治君、川村成二君を指名いたします。

それでは直ちに神立駅周辺地区整備調査特別委員会を第1委員会室で開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時15分

---

再 開 午後 3時27分

### ○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に神立駅周辺地区整備調査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に佐藤文雄君。

以上、報告いたします。

---

## 日程第11 選挙第3号 湖北環境衛生組合議会議員の選挙

### ○議長（小座野定信君）

日程第11、選挙第3号 湖北環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、

議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することと決しました。

湖北環境衛生組合議会議員に、廣瀬義彰君、加固豊治君、田谷文子君、山本文雄君を指名いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、廣瀬義彰君、加固豊治君、田谷文子君、山本文雄君が湖北環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

**日程第12 選挙第4号 新治地方広域事務組合議会議員の選挙**

**○議長（小座野定信君）**

日程第12、選挙第4号 新治地方広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することに決しました。

新治地方広域事務組合議会議員に、栗山千勝君、藤井裕一君、鈴木良道君、山本文雄君、岡崎勉君、川村成二君を指名いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、栗山千勝君、藤井裕一君、鈴木良道君、山本文雄君、岡崎勉君、川村成二君が新治地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

なお、栗山千勝議員については欠席であるため、会議規則第32条第2項に規定する告知については後刻文書をもって行なうことといたします。

日程13につきましては、先ほど全員協議会で決定をしており、指名推選は異議があるため選挙で行います。

---

### 日程第13 選挙第5号 石岡地方斎場組合議会議員の選挙

#### ○議長（小座野定信君）

日程第13、選挙第5号 石岡地方斎場組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

#### ○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

#### ○議長（小座野定信君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

マイクとってください。

#### ○8番（佐藤文雄君）

投票の件なんですけれども、石岡斎場は2名になっていますよね。これは候補者名1人書くことになっているんですけれども、2名ということで、名前書くんではないんですか。

#### ○議長（小座野定信君）

事務局よりお答えいたします。

議会事務局長。

#### ○議会事務局長（土渡良一君）

1名の記載です。よろしくお願ひします。

#### ○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

#### ○8番（佐藤文雄君）

1名という根拠はどういうことなんでしょうか、2名選ぶわけでしょう。ということは、候補者はすべての人が候補者で、ここにすべて、栗山千勝議員も含めて16名。議長は除くんですか。副議長は除くんですか。その選任の対象はどういうふうになっているのか。そして、順番で上から1番目、2番目なんでしょうか。対象はどういう対象なんでしょうか。お願ひします。

#### ○議長（小座野定信君）

議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

まず、当選の方法につきましては、上位2名ということでございます。それと、対象者につきましては、上位2名が当選になるということです、当選者は。当選者は上位2名です。それと対象者につきましては、議長のほうは先ほど辞任するというお話も出ておりますので、考え方いたしましては14名の方が対象になるかと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

16名ですよ。で、議長は除くと。そうすると15名ですね。

それと、2名なもんですから、2名連記というふうにはならないんですか。それはどこに書いてあるんでしょうか。1名だというのはどこに書いてあるんですか。どの条例に基づいて、そういうふうになっているんですか、1名というのは。これ2名選ぶことになるでしょう。普通、2名ということになれば、2名連記ということだってありますよね。

○議長（小座野定信君）

議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

根拠につきましては、公職選挙法第46条の第4項になると思いますが、その中で投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならないということで、この中の解説の中で、投票は単記無記名でありということで、行政実例の昭和29年6月3日付と出ておりますので、単記無記名となりますと1名ということになります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

よろしいですか。

ただいま議会事務局長より説明がありましたように、1名のみの記載でお願いいたします。そして、上位2名が当選者といたします。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（小座野定信君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

なお、無効の取り扱いにつきましてあらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の氏名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人のだれの氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。また、白票につきましても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票願います。

投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右へおりてください。

それでは点呼を命じます。

[事務局補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（小座野定信君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小座野定信君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番 中根光男君及び10番 鈴木良道君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票]

○議長（小座野定信君）

それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、

山内庄兵衛君 7票

中根光男君 5票

佐藤文雄君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、山内庄兵衛君、中根光男君、以上2名が石岡地方斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま石岡地方斎場組合議会議員に当選されました山内庄兵衛君、中根光男君が議場におられますので、本席から、かすみがうら市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 日程第14 選挙第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（小座野定信君）

日程第14、選挙第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定並びに全員協議会の決定事項により、指名推選によることとし、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することと決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、小松崎 誠君を指名いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました小松崎 誠君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小松崎 誠君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました小松崎 誠君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時49分

---

再 開 午後 4時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

---

日程第15 議案第1号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

○議長（小座野定信君）

日程第15、議案第1号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第1号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億303万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億8319万2000円とするものです。

内容につきましては、まず地域活性化対策といたしまして、国のきめ細かな交付金を活用し、市道2路線の改良工事を行うものでございます。次に、民生費は雇用情勢の悪化に起因した生活保護世帯の増加や診療報酬の改定に伴う医療扶助の増加により、生活保護扶助費に不足が見込まれることから、所要の経費を計上したものでございます。

以上でございます。



○議長（小座野定信君）

これより議案に対する質疑を行います。

8番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので発言を許します。8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第1号の一般会計補正予算（6号）ですけれども、質疑内容にも要旨が書いてあります。きめ細かな公共施設整備事業4000万が、いわゆる公共施設整備事業費ということで、工事費、特に道路の舗装工事というふうになっております。これはなぜ土木費ではなくて総務費の扱いとなるのかという質問です。

それと、霞ヶ浦地区と千代田地区、各1カ所、道路舗装補修工事という報告であります、その詳細についてご説明を求めたいと思います。

それと、この要望はどの地区からどのような形で行われておったのか、それから何年度にそういう要望があったのか、それについても加えてお答え願いたいと思います。

それと、民生費の扶助費についてなんですけれども、受給世帯と受給者数に変化はないのかどうか。資料が出ておりますけれども、この資料に基づいて説明してもらえばよろしいと思います。

それと、介護扶助費及び医療扶助費の大幅増の要因。今、市長が医療の改定があったというふうにおっしゃいましたけれども、どのような改定の中身で、どのように増になったのか、この点について詳細な説明を求めます。

それと、資料に、私、求めましたので結果が出ていますけれども、受給者数、世帯数も含めて近隣市の比較、土浦、石岡、小美玉、行方、これが平成22年度当初予算調べでどうなっているのか。これについてお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

それでは、ただいまのご質問の中で1点目につきましてご説明を申し上げます。

ご案内のように国の経済対策の一環としまして、きめ細かな交付金が昨年末の補正予算の中で制度化され、これを受けまして、今回総務費の中に公共施設整備事業費という新たな目を設けました。

今回、公共施設整備事業費としては土木事業経費のみでございますが、3月の第1回定例会におきまして、これに加えまして本市に提示されました枠6436万1000円で公共施設等の修繕経費等を追加して計上する予定でございます。そういうことで、この新たな目につきましては幾つかの事業で構成される形になります。ご指摘のように、本来目的別計上が基本でございますけれども、この経済対策交付金、年度末の補正ということで、実質的には次年度への繰越事業が主体となります。4月以降の執行の段階で財源調整ができませんので、総合経済対策公共施設整備事業という大きな枠で一本化して計上することによって、事業間の財源調整が容易になり、国からの交付金を効果的に活用できることから、このような計上をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 松澤徳三君。

**○土木部長（松澤徳三君）**

佐藤議員のご質問、2点目並びに3点目についてお答えを申し上げます。

先般の全員協議会の中でもご説明を申しましたが、今回の内容につきましては1級幹線市道2路線を計画をしたものでございます。1点目につきましては、㊦0108号線、深谷地内でございます。この路線については、国道354号線交差点から特別養護老人ホームサンシャインつくばへ通ずる路線でございます。同じく市道㊦6の0013号線につきましては下稲吉地内でございます。神立工業団地から水戸信用金庫、さらには新治橋に通ずる幹線道路の2路線でございます。いずれの路線についても路面の損傷が著しく、将来的に破損が全面的に及ぶと予想されますことから、以前から検討をしておりました。したがって、安全かつ円滑な交通を確保するため、早急に舗装補修の工事を実施したいと考えているところでございます。

その整備に係る内容でございますが、市道㊦0108号線につきましては、施工延長1,000メートル、路面の切削を行いまして舗装厚5センチで整備をし、工事費2000万円の予定でございます。もう一件の市道㊦6の0013号線につきましては、サンキ株式会社神立店前の路線延長で500メートルを同様に路面の切削を行いまして整備をし、工事費2000万円を予定しておる内容でございます。

なお、延長が2路線について若干違いがございますけれども、ただいま申し上げました㊦6の0013号線につきましては、本来、交通量の区分がございまして、大型車の交通量が大変多いB交通というような区分で分けられております。そういうことから、舗装の内容につきましては、表層並びに基層それぞれ5センチずつの合計舗装厚10センチで整備をするということから、延長の違いが出ている内容でございます。

また、3点目の要望についてでございますが、要望書として平成22年9月に下稲吉の向原行政区長より要望をいただいております。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

それでは、3款民生費、扶助費の補正内容につきまして、具体的に受給者の変化はないか、介護扶助及び医療費の大幅増の要因は、さらには世帯受給者数の近隣との比較等、質問を具体的にいただいているところでございます。

その中でも、当市につきましては平成22年12月現在、保護者数は242名ということで、年度当初と比較をして3名の増ではございますけれども、保護開始がその中で26件、廃止が23件という中での増減の中での若干の増という内容になっております。

保護率は1,000人に対する割合ということで5.6パーミルということで、昨年度よりも若干ですが増加している傾向にございます。近隣との保護率を見ましても、土浦市が7.4パーミル、石岡市が10.5パーミル、小美玉市が7.3パーミル、行方市が4.5パーミルということで、周辺市も

保護人員、保護率ともに増加している傾向で、その内容については、資料の2枚目に添付されている内容でございます。

今回の増額の要因でございますけれども、年度当初と比較しまして、単身世帯数が166世帯と、前年当初に比べまして12世帯、7.8%の増加しております。そういう内容で、生活扶助費、さらには住宅扶助の増加の要因と考えております。

介護につきましても、高齢者世帯の増加の割合につきましても資料の2枚目に添付してございますけれども、高齢者世帯が増ということで、介護サービスの受給者がふえたものと考えております。

また、医療費の扶助の増加ということで、医療費の改定の内容ということでの質問でございますけれども、手元に平成22年度診療報酬改定——これは厚生労働省保健局医療課からの資料でございますけれども、平成22年度医療費が全面改定された中で、診療報酬、全体として1.55%の増、その中でも、特に医科の入院部分が3.3%の増という割合となっております。全体としての改定率は、医療費そのものは0.19%の増でございますけれども、特に医療費の入院部分が改定されております。そのような背景も要因の一つとして考えておりますけれども、医療費の対象者のそのものも増加しております。当初に比べまして、10名、4.88%の増となっております。さらに、入院によります医療費の伸びですけれども、これにつきましては先ほども言いましたけれども、高齢化に伴いまして長期入院あるいは高度医療などの影響も考えられておりますけれども、1人当たりの医療費そのものは増加しているという内容でございます。

なお、今回の臨時会において補正をお願いする理由につきましては、昨年の第4回定例会の時期に、昨年11月の段階で定例会を検討したわけでございますけれども、その時点では3月の第1回定例会の補正で対応は可能というふうに考えておりました。しかし、その後の医療費の大幅な伸びもありまして、予算執行の増額により2月の扶助費の不足が生じる恐れが生じたため、お願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、要望はどこの地区からあったかという点について、平成……㊦6の0013と言ったっけ、下稲吉のサンキの近くということなんですけど、これ下稲吉の向原の区長というふうにおっしゃいましたよね、向原。向原のどの区長なのかがちょっとわかんないんですよ。それちょっと教えていただきたい。

それと、深谷地内のほうはどういうふうなところから要望があったのか、それ答えませんでしたよね、どこからか。漏れましたよね、答弁が。

それと、戻って総務のほうなんですけれども、これは工事費だけではなくて、土木費だけではなくて、その他さまざまな施設修繕工事を予定していると。それが大体総額で6400万円程度だと。その中に一部工事費があるんだけど、多項目にわたることと、それからそれが次年度に繰り越すするということになることと事業の調整が非常に難しいので、一本化をしたというふうなお答え

だったような気がするんですけども、次の3月にどのような計画をしているのか、ちょっとわかっている範囲で教えていただきたいというふうに思います。今、私が理解したことでいいのかどうか、その点を確認したいと思います。

それと、土木のほうで、これは全協でも繰り越しをするよというふうにおっしゃっていましたがよね。発注はいつごろになるのか、これお聞きしたいんですけども、工期はそれぞれのくらい予定しているのか、これについてお答え願いたいと思います。

それと、舗装が非常に傷んでいるよということで、それが拡大する恐れがあるというふうにおっしゃいましたけれども、その舗装の補修の基準とかマニュアルというものはあるのか。傷んでいるところはたくさんあるんですよ。具体的に、この舗装をし直さなければいけないというマニュアル、それと調査方法、例えばコアを抜いてやるとか、そういうことをやったのかどうか、これもちょっと教えていただきたい。

㊦0185線は切削して5センチ厚だというふうに言って、今度はこちらのほうは切削をして5センチ5センチで2層にすると。これ大型のB級の交通だからそうすると書いていますけれども、これが逆に5センチで対応できないものかどうか、これについてお答え願いたいと思います。

それと、生活保護のほうについては、当初予算額のところに被保護者数がちょっと書いていないんで、これは何人だったか、ちょっと私聞き取れなかったんですけども、22年度の当初予算の被保護者人数、世帯数、これをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 塚野 勇君。

**○市長公室長（塚野 勇君）**

第1点の関係でございますが、先ほどご質問の中でご指摘いただいたような形になろうかと思えます。要は、22年度予算で繰り越しいたしまして、23年度事業で例えば入札をいたします。そうすると、その結果によっては交付金が過重等になってしまうような場合もございます。個々に計上いたしますと、その部分について無駄になってしまうというようなこともありますので、先ほど説明いたしましたように、今回この交付金事業については一本化をして、事業個々で精算するのではなくて全体的に交付金を精算する、効果的な使い方をしたい、そういうことでこの目を設定した内容でございます。

それから、今後どのような内容を予定しているかということでございます。これにつきましては、現在、担当部と最終的な調整をしているところでございます。現在の予定、あくまでも予定でございますが、あじさい館の屋根の防水工事、あるいは中央出張所の外装修繕、あるいは雪入ふれあいの里ネイチャーセンターの外壁の修繕、さらには千代田中の体育館の照明修繕、あるいは庁舎の照明等の修繕、この辺で、それぞれ担当の者と最終調整をしている段階でございます。

よろしく願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 松澤徳三君。

**○土木部長（松澤徳三君）**

ただいまのご質問、大変申しわけございませんでした。要望の中では㊦0108号線についての要

望書としてはなかったものですから、説明を省いてしまいました。申しわけございません。

なお、先ほど説明をしました㊦6の0013号線の要望書につきましては、行政区が下稲吉向原というようなことで要望書をいただいております。

なお、いずれの2路線とも、以前から舗装等の傷みがひどく苦情等があったということもございました。そういうことで以前から検討をしていたという状況でございます。

それから、繰り越しに係るご説明かと思えます。現在、22年度の今後の発注を予定をしておりますが、工期についてはまだ手元に資料がございませんでしたので、後ほどご報告を差し上げたいと思えます。

なお、舗装補修という内容でございますので、年度内の完成ということも十分考えてはおります。しかしながら、交通事情あるいは天候等の状況によりまして、今年度内の完成が難しいということも想定をしまして、繰り越しというご説明を申し上げてきました。

それから、舗装の補修に係る基準というお話でございますが、補修に係る基準というものは特にはございません。担当職員が目視等によって補修を進めている状況でございます。そういったことから、先ほどの話にありましたコアを抜いてという調査もしてはございません。舗装の割れですが、当然、最初は細い割れから徐々に水の差し込みによって大きく割れていくということで、最終的には穴が開いたり、あるいは傷みがひどくなったりという状況になるものですから、そういうことを確認をしながら補修を進めております。

それから切削についてでございますが、通常の市道でございますと、5センチの舗装という内容で整備をしております。しかしながら、先ほどご説明を申し上げましたように、大変、大型車の交通量の多い㊦6の0013号線でございますから、当然、交通量の多い道路については舗装の基準等が定められております。先ほど申し上げましたB交通という区分になるわけでございますが、1日大型車の交通量が250台以上、1,000台未満というような路線に指定をされますので、その路線については舗装を10センチという基準で整備をなさいたいということになります。そういうことから、5センチの基層があって5センチの表層、合わせて10センチの舗装ということになってまいります。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

年度当初の世帯数、保護者数はということでございますけれども、資料の中で平成21年の欄にございます。1枚目の下、239名。これは3月31日現在の人数でございます、これが年度当初4月1日現在とイコールという形でご理解願いたいと思えます。

世帯数につきましては、2枚目の欄の下のところの表ですけれども、世帯数189世帯。これが3月末現在、つまり4月1日現在、年度当初の世帯数ということでご理解願いたいと思えます。

よろしく申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

舗装の補修基準がない、問題なんじゃないですか。いろんなところ、いわゆる特にないと。目視で確認すると。これは目視で確認する人はだれなんですか。やはり一つ一つ基準を設けていかないと問題なんじゃないですかね。きめ細かな公共施設の整備事業ですから、意外ともっともつとひどいところがあるんじゃないでしょうかね。そして、きめ細かに生活道路を優先にやるということだって考えられると思うんですよね。特に今、要望は④のほうはなかったと言っているわけでしょう。どうしてそういうふうに要望がないのに計画をするのか。こういうところにちょっと疑問がありますよね。それについてはどういうふうに考えているのか。舗装の耐用年数なんかもあるわけでしょう。そういう基準は……一つの基準を設けていないと、目視だけで一体これだけ広いかすみがうら市を目視で補修の順序を決めるんですか。これについてしっかりと答えていただきたいと思います。

そのサンキの手前のやつ、私も見ましたけれども、たしかに穴ぼこがあいていますよね。ただ、それを5センチの舗装で済ますことも可能なんじゃないかというふうにも思われるわけですよ。どれだけの苦情があったのか。その点についても苦情の中身についてどういう具体的な苦情なのか。それも教えていただきたいと思います。

だから、基本的に基準を持たないで目視だけでやるというのは問題なんじゃないかということなんですけれども、それについてあわせてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

確かに、担当職員の目視ということで先ほど説明を申し上げました。確かに、補修の基準、現在もつくられてはおりませんが、そういった舗装の耐用年数といいますか、交通事情によっても変わってはまいるわけですが、そういった部分も含めて十分今後は検討しながら補修を進めていきたいというふうに考えます。

また……

[佐藤議員「基準は設ける気ないのか」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

いや、十分検討はしていきたいと思います。基準といいますかまだ内容的にはどういう舗装の構造、あるいはその道路状況、そういったものを考えて、基準といいますか、そういった基準を設けて補修を進めていきたいと考えます。

それから、要望がなく苦情ということでお話をいたしましたら、その苦情の内容でございますが、聞いた内容でご説明申し上げますと、舗装の割れた部分からのタイヤの騒音、それが大変多かったと聞いております。当然、舗装が割れ、さらに穴があくほどになってきますと、通行の際の音も大分大きな音が変わってまいります。そういった苦情がございました。今回の要望の中にも、大変な住宅への騒音ということで要望が上がってきている状況でございます。当然、今申し上げましたように、交通量の状況によって道路の見方、考え方が変わってまいりますので、そういった部分も含めまして十分検討して進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。  
以上で通告による質疑は終了いたしました。  
そのほか、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第1号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議はあらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

ただいま、市長から議案第2号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを急施事件として日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、議案第2号を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、15番 山内庄兵衛君の退席を求めます。

[山内庄兵衛議員 退席]

○議長（小座野定信君）

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

---

追加日程第 1 議案第 2 号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（小座野定信君）

追加日程第 1、議案第 2 号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 2 号 かすみがうら市監査委員の選任について、提案の理由をご説明いたします。

本案は議会から推薦をいただき監査委員に選任していた、かすみがうら市上佐谷2375番地の山内庄兵衛氏が1月27日の議員任期をもって改選となりましたので、引き続き山内庄兵衛氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定並びに先例により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第 2 号は人事案件でありますので、先例により、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第 2 号 かすみがうら市監査委員の選任についての採決を行います。



本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第2号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することと決しました。

15番 山内庄兵衛君の入場を認めます。

ここで暫時休憩いたします。自席でお待ちください。

[山内庄兵衛議員 入場]

休 憩 午後 4時52分

---

再 開 午後 4時53分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行ないます。

私こと、今般、議長は議会の公正な運営に当たる職責を有することから先例に倣い、総務委員会委員を辞退したく、これを許可されますようお願い申し上げます。

ここで議事運営上、中根光男副議長と交代いたします。

暫時休憩します。自席でお待ち願いたいと思います。

[小座野定信議長 退席]

休 憩 午後 4時53分

---

再 開 午後 4時53分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長から総務委員会委員を辞退したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞退の件を急施事件として、直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員辞退の件を直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

---

追加日程第 2 議長の常任委員会委員辞退の件

○副議長（中根光男君）

追加日程第2、議長の常任委員会委員辞退の件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

議長 小座野定信君から総務委員会委員を辞退したいとの申し出があります。  
申し出のとおり総務委員会委員の辞退について許可することにご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長 小座野定信君からの申し出のとおり総務委員会委員の辞退について許可することに決定いたしました。

議長 小座野定信君の入場を認めます。

小座野議長と交代をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。自席でお待ちください。

[小座野定信議長 入場]

休 憩 午後 4時54分

---

再 開 午後 4時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事務調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

閉会中の所管事務調査について、急施事件として直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、閉会中の所管事務調査についてを直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

閉会中の所管事務調査申出書の配付をお願いいたします。

[申出書配付]

---

追加日程第 3 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、会議規則第104条の規定により閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出どおり閉会中の所管事務調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**○議長（小座野定信君）**

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成23年かすみがうら市議会第1回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄

かすみがうら市議会臨時議長 山 内 庄 兵 衛